

空き家活用に関する建築士のための養成講座 受講者募集のご案内

主催：(公社)兵庫県建築士会

空き家住宅は、1963年の2.5%から、2013年には、7軒に1軒の割合の13.5%、総住宅戸数6000万戸の内、1000万戸に達している。今後も増え続けていくことは間違いがない。これら「空き家の問題」に対応出来る人材を育成していこうというのが、この講座開設の位置づけとしている。

また、建築士にとっては、新たなビジネスチャンスの領域として広げられるかといった視点での研究とこれからの実践の提案を目的としている。

そこで、このたび、空き家を活用し実践していくための人材養成を目的として、「空き家活用に関する建築士のための養成講座」を開講し、下記のように受講者を募集します。

- 1 開催日 2018年6月16日(土)及び6月30日(土)の2日間 延べ10時間15分
- 2 会場 講義は、こうべすまいるネットセミナールーム(中央区雲井通5-3-1サンパル)
実践講座は篠山地区集落丸山(兵庫県篠山市丸山30番地)
- 3 受講資格 以下の要件のうち、いずれかを満たす方
(公社)日本建築士会連合会インスペクター登録者
(公社)日本建築士会連合会等の主催する「既存住宅状況調査技術者」有資格者
(公社)兵庫県建築士会が適当と認めるもの
- 4 受講料 (公社)兵庫県建築士会会員：10,000円 会員外：15,000円(資料代含む。別途 テキスト代1,500円必要)
受講料は、講座受付時に徴収させていただきます。/申込時、入会希望された方には入会申込書をお送りいたします。5月末までに入会手続きを完了されましたら、会員価格でご受講頂けます。
- 5 募集人員 30名程度(申込先着順)
- 6 講座内容 裏面のとおり
- 7 申込期間 2018年4月2日(月)～4月20日(金)
- 8 申込方法 下記の受講申込書に必要事項を記載して、切り離さずこのまま公益社団法人兵庫県建築士会事務局あてにファックスでお送りください。受講資格 または でお申し込みの方は、資格者証の写しも併せてお送りください。
- 9 登録等 講座修了後審査に合格された方は、日本建築士会連合会と兵庫県建築士会から受講修了書(両会会長連名)が交付され、兵庫建築士会に登録されます。登録した「空き家活用に関する建築士」は、建築士会と提携した不動産関連団体等から依頼のあった調査業務等を優先的にご紹介します。(詳細は講座初日のオリエンテーションで説明します。)

空き家活用に関する建築士のための養成講座受講申込書

F A X : 078-327-0887

(公社)兵庫県建築士会 宛 お問合せTEL : 078-327-0885

担当 桂/田村嘉朗(まちづくり委員会)

(シメイ) 氏名	()	生年月日	年 月 日	受付番号
住所・電話	〒 -			
	TEL : - - FAX : - -			
勤務先等	名称			
	TEL : - - FAX : - -			
資格	【該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください】 (公社)日本建築士会連合会インスペクター登録者 登録番号() 「既存住宅状況調査技術者」有資格者 登録番号() 「(公社)兵庫県建築士会が適当」と認めたもの			
受講料	【該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください】 (公社)兵庫県建築士会会員 10,000円(別途テキスト代1,500円) ()支部 会員番号() (公社)兵庫県建築士会会員 入会希望 10,000円(別途テキスト代1,500円) (公社)兵庫県建築士会会員外 15,000円(別途テキスト代1,500円)			

(注) 欄は事務局記入欄ですので、ご記入の必要はありません。

研修カリキュラム

(公社)兵庫県建築士会

第1日目 10:00~	6月16日(土) 講義	時間 (分)	講師	講師名(案)	講義の内容及び講義の目標
	ガイダンス 空き家管理・活用の担い手像	15	まちづくり委員長	兵庫建築士会員	・空き家問題に対応できる人材育成における講座の位置づけ、対象とする空き家、空き家管理・活用の担い手像のイメージ、各講義の内容について、概説する。
1	空き家の現状	30	行政	神戸市すまいるネット	・人口・世帯の動向 ・空き家の発生による諸問題 ・空き家の現状
10:45 休憩(5分) 10:50					
2	空家等対策の推進に関する特別措置法概論1	30	行政	兵庫県職員	・空家等対策の推進に関する特別措置法の趣旨 ・空家等に関する施策の基本指針 特別措置法の法律内容を理解する。
3-1	空き家等対策関連法 1	30	行政	元神戸市職員	・建築基準法(法規制) ・消防法 ・景観法 空き家等対策に関連する関連法規を概観し、その運用、活用について理解する。
3-2	空き家等対策関連法 2	30	弁護士	すまいるネット 運営委員	・相続関連 ・法定代理人 ・民法 空き家の所有権の問題に対する解決等について理解を深める。
12:20 昼食休憩(40分) 13:00					
3-3	空き家等対策関連法 3	30	税理士	すまいるネット 運営委員	・不動産に関する税制 空き家の所有、売買等に関する税に関する基礎知識を習得する。
4	空き家等相談会の内容	30	宅建士	すまいるネット 運営委員	・相談会用チェックシート ・相談内容の事例 ・回答の心得 ユーザーの相談に対する対処法を理解する。 賃貸・売買・管理がいずれも連携できる仕組みについて理解する。 専門家の業務分担と連携の在り方を理解する。
14:00 休憩(5分) 14:05					
5	所有者と利用者のマッチング	30	宅建士	不動産業者	空き家所有者と利用者のマッチングの手法について理解する。 専門家の業務分担と連携のあり方を理解する。
6	空き家等の調査方法	30	建築士	兵庫建築士会員	・空き家所有者意向 ・空き家の判断基準 ・インスペクションと活用 ・ 空き家の価値の把握(耐震性・居住環境・立地・歴史文化) 空き 家カルテに基づき調査手法等について理解する。
15:05 休憩(5分) 15:10					
9-1	空き家の利活用計画	30	行政	兵庫県職員	・利活用の類型 ・利活用のためのネットワーク ・利活用のための資金計画 ・空き家に関する補助事業一覧 空き家の利活用をすすめるための基本的な計画づくりを習得する。
9-2	空き家の利活用の法規制	30	行政	神戸市職員	・利活用の施策 空き家の利活用に係る行政施策を理解し、学び、コンサルタント能力を身につける。
9-2'	空き家の利活用の事例	30	都市計画家	まちづくりコン サルタント	・利活用の法規制 ・利活用の事例 空き家の利活用に係る法規制を理解し、事例研究を通して、空き家利 活用の応用例を学び、コンサルタント能力を身につける。
16:40 第1日目 終了					
第2日目 11:00~	6月30日(土) 現地		篠山丸山		
7	空き家の技術的診断	30	建築士	兵庫建築士会員	・インスペクションによる性能確認 空き家の利活用に耐えられるかどうかの検査の方法を理解する。
8	空き家改修の手法	30	建築職人	職人	・リフォームの施工の問題 空き家改修の手法を理解し、改修技術を身につける。
10	空き家等の管理手法	30	不動産管理会社	不動産管理業者	・空き家管理項目 ・空き家管理マニュアル ・空き家管理ビジネス 空き家の維持保全の考え方について理解する。
12:30 昼食休憩(40分) 13:10					
11	空き家調査・改修(活用)事例の現地実習	180	建築士・コンサルタント	兵庫建築士会員	・空き家の調査実習 ・空き家の改修(活用)現場の見学 空き家の改修(活用)現場において、調査票を使用した調査実習を行うとともに、改修現場の設計・施工の段取りを理解する。
16:10 第2日目 終了					
*	修了考査	35			
終了(17:00)		650			